

場所		揺れから身を守る / 備えの段階 /	A-1-1 「建物の耐震化」
日時			A-1-2 「落下物危険物等の安全対策」 A-1-3 「家具の転倒防止」

	主体						
	自助(県民・事業所など)		共助(自主防災組織・ボランティアなど)		公助(県・関係団体など)		
	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	誰が	どのようにするか	
時間軸	備えの段階	県民	<ul style="list-style-type: none"> ●建屋の耐震強度診断と補強をする(A-2-1) ●古い木造家屋に対する耐震診断を義務化する(B-2-1) ●落下物(ガラス含む)、危険物等の安全対策(高い所に物を置かない、ガス遮断弁(ボンベ上部)への換装等)(A-2-1) ●ブロック塀・自動販売機の転倒防止(A-2-1) ○ブロック塀を新設又は改修する際の建築基準法に定める基準の遵守 ●家具等の転倒に備えて固定する(A-2-1) ●寝室の家具撤去・固定(A-2-1) ●重い家具の撤去・金具を取り付ける(B-2-1) ○塀等の定期的点検(安全性) 	隣人、町内会、自主防災組織等	<ul style="list-style-type: none"> ●公園の緑化、植栽(ブロック塀に代える)作業を進める(A-2-1) ●家具転倒防止措置の手助けをする(A-2-1) 	県・市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●社会的要支援者の耐震診断無料化と耐震改修補助率のアップ(A-2-1) ○上にある「社会的要支援者の耐震診断無料化と耐震改修補助率のアップ(A-2-1)」に、福祉施設も含まれているか？ ●県市町村の公共建築物を耐震化する(A-2-1) ●建物耐震化の促進・啓発をすすめる(期限や目標値の設定)(A-2-1) ○防災上重要な建築物・設備の耐震性の確保 ○文化財・資料等の保管状況の確認 ○木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する支援 ○住宅の耐震化に関する県民への啓発 ○住宅の耐震化に関する相談窓口の整備 ○耐震改修促進法に基づく指導及び助言 ○ガラスの飛散、ブロック塀の倒壊などに関する普及啓発 ○地震時の本棚や食器棚などの転倒防止方法に関する普及啓発 ○自主防災組織が行う家具固定講習会の支援
		事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○施設・設備の耐震性(安全性)の確保 ○事業所内危険箇所の総点検と対策(ガス、油、水、その他、パイプも含む)(I-1-3) 	自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ○落下物、転倒物等の地域の危険箇所の点検・把握 ○家具固定講習会の開催 ○自主防単位の取組 	県	<ul style="list-style-type: none"> ○落下対象物の所有者等に対する耐震改修の指導、助言 ○市町村・国等への防災上重要な建築物・設備の耐震性の確保の要請 ○公立小中学校の耐震診断、耐震改修に対する支援 ○市立学校、保育所、幼稚園の耐震診断に対する支援 ○公共建築物の耐震性の公表
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所内危険箇所の総点検と対策(ガス、油、水、その他、パイプも含む)(I-1-3) 					
	地震発生時						
	応急・復旧段階						
	復興段階						